

IASB会議報告（第111回から第113回まで）

IASB（国際会計基準審議会）及び米国財務会計基準審議会（FASB）との第111回及び第112回の臨時合同会議が、それぞれ2010年3月3日及び3月11日にテレビ会議で開催された。また、第113回会議は、2010年3月15日から24日の8日間にわたり、その間に、IASBのみの会議及びFASBとの合同会議が、ロンドンのIASB本部で開催された。3月15日から17日までは、時差の関係で、午前中はIASBのみの会議、午後はテレビ会議による両者の合同会議が開催された。3月18日及び19日はIASBのみの会議が開催され、さらに、3月22日から24日までは、FASBボードメンバーがロンドンに来て合同会議が行われた。

第111回会議は、IASBのみの会議で、金融商品（ヘッジ会計）が議論され、それに続くFASBとの合同会議では、財務諸表の表示プロジェクト及び公正価値測定が議論された。

第112回会議は、FASBとの合同会議で、財務諸表の表示、金融商品の資本と負債の区分及び公正価値測定が議論された。本稿では、及びでの議論の内容を紹介する。

第113回会議でのIASBの議論では、公正価値測定（FASBとの合同会議での議論もまとめて記述）、認識の中止、負債（IAS第37号（引当金、偶発負債及び偶発資産）の改訂）、金融商品（分類及び測定：金融負債）、ジョイント・ベンチャー、金融商品（関係者と意見交換の状況報告）、法人所得税、国際財務報告基準（IFRS）の年次改善、国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）の活動状況及び基準諮問会議（SAC）の活動状況報告が議論された。本稿では、上記からの議論の内容を紹介する。

一方、FASBとの合同会議では、収益認識、連結、リース、公正価値測定（IASB会議の報告でまとめて記述）及び保険会計が議論された。なお、合同会議では、教育セッションとして、FASBボードメンバーに対して認識の中止プロジェクトの説明を行う予定であったが、他の議題の議論が予長引いたため、順延された。本稿では、上記からの議論の内容を紹介する。

IASB会議には理事15名が参加した。FASBとの合同会議には、FASBのボードメンバー5名が参加した。

第111回臨時会議（2010年3月3日）

IASB会議

1. 金融商品（ヘッジ会計）

今回は、ヘッジ対象となり得る金融商品にどのようなものがあるか（ヘッジ対象としての適格性）に関連して、デリバティブ、名目金額（nominal amounts）の構成要素及び片側リスク構成要素（one-sided risk component）のそれぞれについて議論が行われた。議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) デリバティブは、ヘッジ対象とすることができる。デリバティブと非デリバティブとが複合しているリスクをヘッジするような場合には、そこに含まれるデリバティブは、非デリバティブとともにヘッジ対象とすることができる。例えば、外貨建てのコーヒー先物契約の場合、現物商品価格リスクと為替リスクとが複合している。外貨建ての固定金利の負債も同様に金利リスクと為替リスクが複合しており、このようなリスク・ポジションをヘッジする場合には、デリバティブがヘッジ対象となり得る。
- (b) 額面金額（nominal amount）の一部をヘッジ対象として指定することができる。これに該当するものには、例えば、貸付金の額面の50%（契約金額のある割合）、天然ガスの在庫のある一定量（物理的在庫量の一部分）及び20XX年X月の原油の購入量の最初の10万バレル（取引量のある部分）といった例がある。
- (c) 片側リスク構成要素をヘッジ対象として指定することができる。例えば、金融商品の金利があらかじめ決定されているレート（5%）を超えるリスクを金利キャップを使ってヘッジする場合や現物商品の予想販売契約の販売価格が下落するリスクをヘッジする場が考えられる。

I A S B と F A S B の 合 同 会 議

2 . 財 務 諸 表 の 表 示

今回は、経過措置及び発効日について議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意、又は合意に達しないものの考え方が共有された。

- (a) 公開草案では、IASBが、完全遡及適用が望ましいと考えていることを明示することが暫定的に合意された。完全遡及適用によって、新基準が過去のすべての開示されている事業年度に適用されることになり、再分類、新たなグルーピング及び分解が過去の財務諸表においても行われることになる。
- (b) 新基準の発効日は、企業に遡及適用のための十分な時間を与えることを考慮した期間をおいたものとすることが示唆された。また、公開草案において、財務諸表の表示の変更に対応するためにどのくらいの時間が必要かについての質問を設けることが暫定的に合意された。
- (c) 経過措置及び発効日については、2011年6月までにこのプロジェクトを完成させる議論の中でさらに状況を見て検討することとされた。そのため、場合によっては、完全遡及適用という暫定合意も再考される可能性がある。また、早期適用を許容するかどうか、将来検討すべき論点であることも了解された。

(d) I A S B のみの論点として、I F R S 第 1 号 (I F R S の初度適用) の改訂について議論された。議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- ・初度適用者に対して、財務諸表の表示に関する基準の例外又は適用除外を設けないこと。
- ・初度適用者に対して、財務諸表の表示に関する基準を早期適用できるようにすべきこと。

3 . 公正価値測定

今回は、これまでのスタッフの各国関係者との接触を通じて得た要望を受けて、資産及び負債を評価することが難しい場合 (レベル 1 及び 2 の公正価値がない場合) の公正価値測定に関する教育資料を開発する計画について議論が行われた。スタッフからは、教育資料では、公正価値測定の目的に適合するにはどのようなプロセスを経なければならないかに関する高次の記述を行うものとし、そのドラフトをウェブサイトで公開して関係者からのコメントを受領して、当該教育資料を完成するというプロセスが説明された。また、公正価値測定の基準の公表直後に教育資料を公表することによって、公正価値測定基準を導入するのに十分な準備ができるようにすることも説明された。

議論の結果、スタッフの計画が暫定的に合意された。

第 1 1 2 回臨時会議 (2 0 1 0 年 3 月 1 1 日)

この会議は、すべて F A S B との合同会議であった。

1 . 財務諸表の表示

今回は、公開草案を完成させるために残っている問題として、 比較財務諸表の表示及び 廃止事業に属するその他包括利益 (O C I) の表示について議論が行われた。

(1) 比較財務諸表

財務諸表は、財政状態計算書、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書、資本変動計算書及び注記から構成され、比較財務諸表については前期のみの表示が求められている。また、財政状態計算書については、期末の財政状態計算書の表示が求められているが、会計方針の変更等によって期首の剰余金に修正がある場合には、期首の財政状態計算書の表示も求められている。

今回議論となったのは、I A S 第 1 号 (財務諸表の表示) における上述のような前期のみの比較財務諸表の表示要求に加えて、任意にさらに過去に遡って財務諸表を表示する場合

にどのように財務諸表を表示すべきかという点である。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) I A S 第 1 号で要求される比較財務諸表は 1 期 (前期) のみであるが、それ以前の期の財務諸表を任意に又は各国の法規制等に基づいて表示することは、それが誤解を招くものでない限り、許容される。すなわち、追加で表示される財務諸表 (これは、1 組の財務諸表である必要はなく、その一部である、例えば、包括利益計算書のみを追加表示であっても構わない) は、I F R S に準拠したものでなければならず、開示が要求される財務諸表と同等に表示されなければならない (要求される財務諸表より目立ってはならない) 。
- (b) 会計方針の変更、修正再表示又は再分類があった場合に、I F R S に準拠するために要求される期首の財政状態計算書は、前期のもののみである (任意に遡って追加開示される財務諸表には適用されない) 。

(2) 廃止事業に属するその他包括利益の表示

その他包括利益のなかに廃止事業に関連するものがある場合、どのように表示すべきかが議論された。

議論の結果、その他包括利益に含まれる項目ごとに廃止事業に属するものを区分表示することが暫定的に合意された。

例えば、有形固定資産の再評価益 3,653 が当期にその他包括利益として認識され、その内訳が、営業活動で使用されている有形固定資産に関するものが 2,000、廃止事業に関するものが 1,653 ある場合には、その他包括利益は次のように表示される。

その他包括利益

.....

有形固定資産再評価益 (営業)	2,000
-------------------	-------

有形固定資産再評価益 (廃止事業)	1,653
---------------------	-------

.....

2 . 資本と負債の区分

2010年2月のIASBとFASBの合同会議において、このプロジェクトの方向性が確認されたが、今回は、公開草案の作成に着手する前に解決すべき論点について議論された。検討されたのは、金融商品の決済、転換、失効及び修正が行われて認識の中止となる場合、分類の再評価及びその会計処理、経済的強制 (economic compulsion)、公正価値オプション、基準の適用範囲、経過措置、開示及び公開期間 (これは120日とすることが暫定的に合意された) について議論が行われた。ここでは、以外につ

いて、議論の概要を紹介する。

議論の結果、次の諸点が暫定的に合意されるか、過去の暫定合意が再確認された。

(1)金融商品の認識の中止

金融商品の決済、転換、失効及び修正が行われることによって、従来の金融商品の認識の中止が行われるが、これによって新しい金融商品が取得される場合、これをどのように会計処理するかが議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 売建コールオプションの権利行使によって発行された株式は、発効日の公正価値（現在の取引価格）で報告されなければならない。当該オプションが資本として区分されていた場合には、株式の公正価値とオプションの簿価と受領した現金の合計額との差額（ - ）を資本変動計算書において報告する。当該差額は、株主の持分の希薄化を表象するものといえるので、それを資本変動計算書において明確にする。
- (b) 上記に関連して、発行された株式に関連する金融商品が、発行直前まで負債（例えば、ワラントや先物契約の場合）として区分されていた場合には、株式の公正価値と当該負債の簿価との差額（ - ）を損益として報告しなければならない。なお、負債は、公正価値で測定されるため、負債の簿価は、株式が発行される時点の公正価値と同額である。
- (c) 転換負債（convertible debt）の転換によって発行される株式は、発効日の公正価値（現在の取引価格）で報告されなければならない。転換負債が、負債と資本の構成要素に分解されている場合には、次のように会計処理する。
 - (i) 負債構成要素の簿価と当該構成要素の公正価値（これは、当該負債構成要素に対応する、資本構成要素を含まない単独の金融商品の公正価値と同じ）との差額（ - ）を損益として認識する。
 - (ii) 発行された株式の残余部分は、資本として認識する。

(2)分類の再評価及びその会計処理

分類の再評価は、例えば、企業結合が起こると償還をしなければならない金融商品を発行している企業が、発行当初には、企業結合が起こる可能性は低いと考えて、当該金融商品を資本として分類していたが、その後、当該企業が、企業結合の契約を締結した場合に起こる。この例では、企業結合を契機として、金融商品の償還をしなければならないので、企業は、資本としての分類を再評価し、全体を負債として区分しなければならないことになる。今回は、このような再分類しなければならない時点及び再分類する際の会計処理について議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 金融商品が現在の分類の要件を満たさなくなるような結果をもたらす事象の発生又は状況の変化が起こった場合には、企業は、再分類を行わなければならない。再分類は、分類を変更する事象が発生した時点で行わなければならない。
- (b) 企業は、再分類された金融商品を、再分類日において新たに発行された金融商品であるかのように、新たな区分の要求に基づいて直ちに再測定しなければならない。
 - (i) 資本として区分されていた金融商品が負債に再分類される場合には、再分類前の簿価と再分類後の簿価との差額(-)は、資本に対する修正として報告しなければならない。
 - (ii) 負債として区分されていた金融商品が資本に再分類される場合には、再分類前の簿価と再分類後の簿価との差額(-)は、損益として報告しなければならない。
- (c) 金融商品が再分類される回数についての制限はない。
- (d) 金融商品が再分類を強制される場合には、発行体は、金融商品、再分類された金額及び再分類の理由を開示しなければならない。

(3)経済的強制

ここで検討されているのは、金融商品を負債に区分するための要件となる明確な決済状況がない金融商品ではあるが、その発行体が、決済や償還を行わないことによって極めて不利な経済的帰結をもたらすため、発行体が、決済又は償還を行うことを余儀なくされると感じているような金融商品を、負債として区分すべきかどうかという論点である。このような状況を経済的強制と呼んでいる。このようなものの例としては、配当が増増するコーラブルな優先株式がある。優先株式に対する配当率が、ある一定期間経過後には、その時点の市場レートを上回るレベルまで上昇するような条項がある場合には、そのような時点で、発行体が当該優先株式を償還することが予想されるが、償還は強制されていないという場合、このような状況を勘案して、当該優先株式を負債とすべきかどうかという議論である。

議論の結果、経済的強制は、再分類を評価する際には考慮しない、すなわち、再分類の要因とはならないという現行の取扱いどおりとすることが、暫定的に合意された。

(4)公正価値オプション

今回、負債と資本との両方の要素を持つ金融商品を構成要素へ分解する会計処理と公正価値オプションとの関係を明確化するための議論が行われた。

議論の結果、負債と資本の両方の構成要素を持つ金融商品を負債と資本に分解すべきであるという原則を、公正価値オプションを採用して全体を公正価値測定することによって回避することはできないことが、暫定的に合意された。ただし、負債として分離された構成

要素部分が、単独の金融商品として公正価値オプションの対象となるものである場合には、当該負債構成要素に対して、公正価値オプションを適用することができる。

(5) 適用範囲

新基準は、次を除くすべての金融商品に適用されることが、暫定的に合意された。

- (a) 子会社、関連会社又はジョイント・ベンチャー（他の I F R S が適用される）。
- (b) 従業員給付の下にある従業員の権利及び義務。
- (c) 他の基準で会計処理される保険契約。
- (d) I F R S 第 2 号（株式報酬）で会計処理される株式報酬。

このほか、非金融商品を売買する契約であるが、現金又はその他の金融商品、又は金融商品との交換で純額決済されるものは、新会計基準の対象に含まれる。

(6) 経過措置

経過措置について議論が行われ、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 発効日後最初の財務諸表では、表示される財務諸表のうち、最も古い財務諸表の期首に存在しているすべての金融商品に対して、新たな会計基準を適用する。これによって、表示される比較財務諸表のすべての期の包括利益計算書に新基準が遡及適用されることになる。
- (b) 新基準の適用によって、金融商品の再分類が必要となる場合には、資本として区分されていた金融商品が負債に再分類される場合には、資本に対する修正が行われ、負債として区分されていた金融商品が資本に再分類される場合には、最初の期の財務諸表の期首の剰余金の調整とする。
- (c) 初めて I F R S を適用する企業に対しても、これと同じ経過措置を適用する。

(7) 開示

代替的な決済方法を有している金融商品の性質及び条件に関して、他の I F R S が求めている開示に加えて、次の開示を求めることが暫定的に合意された。

- (a) 代替的決済方法を支配している企業の識別
- (b) もし、決済が期末に起こったと仮定した場合に、契約が規定している条件の下で決定される、支払われる金額又は発行される株式数及びそれらの公正価値
- (c) 発行体の株式の公正価値の変動が決済金額にどのように影響するか（例えば、「発行体は、1株の公正価値が1ドル低下した場合には、追加でX株式を発行、又は、Yドルの現金を追加で支払う」といった記述）
- (d) 現物によって決済しなければならない場合、発行体が、金融商品に対して支払い又は償還することを求められる最大の金額（もし該当すれば）
- (e) 発行が要求されるであろう最大株式数（もし該当すれば）

(f) 発行体が支払うことを求められるであろう金額又は発行体が発行を求められるであろう株式数に制限のない契約（もし該当すれば）

(g) 先渡契約又は発行体の株式を指標とするオプションについては、次のすべての事項

- ・先渡価格又はオプションの行使価格
- ・契約が指標としている発行体の株式の数
- ・契約の決済日

上記以外に、公開企業に対して、次のような公正価値ベースによる資本変動計算書の開示を求めることが暫定的に合意された。

	期首公正価値	発行	再購入・失効	公正価値の変動	期末公正価値
非償還資本					
普通株式					
優先株式					
売建コールオプション					
小計					
偶発償還資本					
優先株式					
転換負債					
小計					
・ ・ ・ ・ ・					
資本合計（公正価値）					

3．公正価値測定

今回は、ポートフォリオ内の金融商品の公正価値は、リスクを相殺するポジションの存在を考慮すべきかどうか議論された。これへの対応としては、会計単位及び測定単位を個別の金融商品だと考える個別金融商品アプローチ（instrument by instrument approach）と会計単位と測定単位（測定のために資産又は負債をまとめた単位を用いる）が異なることを許容するポートフォリオ・アプローチの2つが検討された。会議では、現行実務を反映する後者のアプローチが支持され、これに基づいて議論が進められた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

(a) 公正価値測定の原則の例外として、相殺されている市場リスク（金利リスク、為替リスク又はその他の価格リスク）ポジションの公正価値を算定する基礎として、仲値を用いることを許容する。そして、ネットのオープン・ポジションに対して、公正価値を最もよく表すビッドとアスクの間の価格を用いることを認める。

(b) 上記(a)の例外を許容するのは、次の条件を満たした場合に限定する。

- ・企業が、文書化されたリスク管理方針に従って、ネット・オープン・ポジションを管理している。

- ・ ネット・オープン・ポジションの管理が毎期首尾一貫した方法で行われている。
 - ・ 相殺される市場リスクが実質的に同一である。
 - ・ 金融商品が共通の特徴を共有していなければならない。
 - ・ 金融商品が、反復的に公正価値で測定されていなければならない。
- (c) 不履行が起こったときに相手方との間で相殺できる法的な強制力のある権利（例えば、マスター・ネットリング契約）がある場合には、企業は、相殺できる信用リスク・ポジションを考慮することができることを明確にする。

第113回会議（2010年3月15日から24日）

IASB会議

1. 公正価値測定

今回は、適用範囲、金融商品の初日損益の認識及び公正価値測定に関する開示について議論が行われた。このうち、はIASBのみで議論され、及びはIASBとFA SBの合同会議で議論された。これらをまとめてここで紹介する。

(1)適用範囲

適用範囲に関する議論が行われ、次の点が暫定的に合意された。

- (a) IFRS第2号（株式報酬）は、適用範囲から除外する。IFRS第2号では、新基準で求めている公正価値をすべての場合において用いていない。そこでは、「公正価値に基づく」価値（「公正価値」ではない）が計算されている場合があり、これらを公正価値測定に関する新会計基準が扱うことは混乱を招く恐れがあるため、IFRS第2号を適用範囲から除外する。
- (b) IAS第17号（リース）も適用範囲から除外する。リースの入口取引が起こる市場は、出口取引が起こる市場と異なる可能性があるなど、公正価値測定の新基準を適用することで、リース会計の実務が大きく影響を受ける可能性があり、さらに、現在別途検討中のリース会計基準の見直しが完成すると、現行IAS第17号の規定が大きく変更される可能性がある。このようなことから、新会計基準の適用範囲から除外する。
- (c) このほか、次の取扱い。
- ・ IFRS第3号（企業結合）における再取得された権利（第29項）に対して、公開草案では、「公正価値」に代えて、「価値」という用語を用いることを提案しているが、この提案を取りやめ、引き続き「公正価値」という用語を用いることとする。
 - ・ IAS第39号における要求払いの性格を持つ金融負債（例えば、要求払い預金）に対する規定では、その公正価値は、要求に基づいて支払う金額を下回ってはならない

としている（第49項）。これは、新基準の公正価値の定義と矛盾するが、継続して用いることにする。

- ・ IAS第19号（従業員給付）において、給付建制度の下で、給付を支払うと、当該支払給付額と金額及びタイミングがマッチする金額を保険契約から受領できる場合に、この返還権（資産）の公正価値は、関連する負債の現在価値と公正価値とみなすという規定がある（第104D項）。公開草案では、この用取扱いを「実務上の便宜（practical expedient）として扱うという提案がなされていたが、これを取りやめる。

(d) 上記(c)については、公正価値測定の新会計基準の適用範囲から除外された各 IFRS のなかで、公正価値測定新会計基準から除外された理由及びそれにもかかわらず公正価値という用語を継続して用いる理由を追加で説明する。

(2)金融商品の初日損益の認識

2010年1月の合同会議でこの問題を本プロジェクトで扱うことはしないことが暫定合意されている。今回、この問題を検討するためのペーパーが今後の会議に提出される予定であることが報告された。

(3)公正価値に関する開示

今回、レベル3に区分された公正価値測定に対して感応度分析を求めるかどうか、米国会計基準トピック820（公正価値測定及び開示）と新基準を比べて文言に大きな差異がある項目の統合の可能性及びコメントで指摘された事項について議論が行われた。

レベル3の感応度分析

公開草案では、レベル3に区分される公正価値について、その感応度分析を開示することが求められている（第57項(g)）。この必要性に関して議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- ・ レベル3に区分されるものについて、感応度分析の開示を求める。
- ・ 感応度分析では、入力項目間の相互関連（correlation）を考慮する。

このほか、議論の中では、感応度分析の目的は、財務諸表の利用者に対して、レベル3の公正価値測定の不確実性に関する情報を提供することであり、最悪のシナリオや将来の予測情報を適用することではないことが留意された。

文言の統合

次の点が暫定的に合意された。

- ・ 「区分（class）」という用語を次のような原則に基づいて定義する。
 - (i) 企業が資産及び負債の適切な「区分」を当該資産及び負債の性質、特徴及びリスクを基に決定する。
 - (ii) 資産及び負債の区分は、財政状態計算書上の行項目よりもさらに細かいものであ

る場合がある。

(iii) 資産及び負債の適切な「区分」の決定のためには、判断が必要である。

- ・非金融負債の不履行リスクの変動に関する開示は求めない。
- ・ヒエラルキーのレベル間の移動をいつ認識するかを決定する会計方針の開示を求める。

コメントで指摘された事項

主に次の点が暫定的に合意された。

- ・公正価値に関する情報の開示は、当初認識後にのみ求める。
- ・金融商品の公正価値測定に関する情報開示を、中間財務諸表においても要求する。

2. 認識の中止

今回は、現先取引への例外的取扱い（米国会計基準とのコンバージェンス）、パススルー契約、ノンリコース・ローン、SPEの再検討及び開示の目的及びその内容について議論が行われた。ここでは、最初の2点についての議論を紹介する。

(1) 現先取引

2010年2月の合同会議では、現先取引契約によって譲渡人が、譲渡した金融資産を譲受人から買戻す又は償還する権利と義務を負っており、次のすべての条件を満たす場合には、担保付借入として取り扱うことが暫定合意されている。

- (a) 買い戻される又は償還される金融資産は、譲渡された金融資産と同一又は実質的に同一（the same or substantially the same）であること。
- (b) 契約では、譲渡された金融資産を満期前に、固定価格又は決定可能な価格で買い戻す又は償還するものであること。
- (c) 当該契約は、譲渡取引と同時に、又は譲渡取引を念頭に締結されていること。

その際に、米国財務会計基準書（SFAS）第166号（金融資産の譲渡の会計処理 SFAS第140号の改訂）にある実質的支配に関するガイダンスとできるだけ内容を統一するための検討を行うことがスタッフに指示されていた。

今回は、これを受けた議論が行われた。議論では、現先取引を担保付借入として処理するための米国会計基準の規定を基本的に取り入れる方向で検討が進められた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 「実質的に同一資産」であるという要件を満たすためには、次のすべての特徴を有していなければならない（これは、米国会計基準を取り入れたもの）。
 - ・ 同じ主たる債務者であること（ただし、政府、中央銀行、政府が支援する企業又は代理人による保証債については、保証者及び保証の条件が同じでなければならない）。
 - ・ 同じリスクと権利をもたらすために同一の形式と種類であること。

- ・ 同じ満期であること（モーゲージ担保のパススルー又はペイスルー証券の場合には、ほぼ同じ市場利回りとなるような類似の残存加重平均満期）。
 - ・ 契約上の金利が同一であること。
 - ・ 同種の資産が担保であること。
 - ・ 同じ未払い元本合計額、又は、対象となる種類の証券について受け入れられている「良好な引渡（good delivery）」の標準内にある元本金額であること。
- (b) 次の点を基準の一部である適用ガイダンス（application guidance）に含める（これは、米国会計基準にある適用ガイダンスを取り入れたもの）。
- ・ 同じ主たる債務者であること：シングル・ファミリー・ローン（single-family loan）のプールの交換は本規準を満たさない。なぜなら、当該プールからなるモーゲージは同じ主たる債務者を有しないため、実質的に同じとは考えられない。
 - ・ 担保として同種の資産であること：モーゲージ担保のパススルー又はペイスルー証券は、この規準を満たすためには、例えば、シングル・ファミリー住宅モーゲージといった同種のモーゲージのプールを担保としていなければならない。

(2) パススルー契約、ノンリコース・ローン、SPEの再検討

パススルー契約、ノンリコース・ローン、SPEに現在検討中の認識の中止原則を当てはめた場合にどのような論点があるかについて議論が行われた。論点は次のとおりである。

- (a) パススルー契約では、現行IAS第39号第19項にある3つの要件（原資産からの対応金額を回収しない限り、最終受取人への支払い義務がないこと、譲渡契約により、原資産の売却あるいは担保差し入れが禁止されていること及び最終受取人に代わって回収したキャッシュ・フローを、重要な遅滞なしに送金する義務を有していること）が、認識の中止原則を決定するに当たって有効であるかどうか。
- (b) SPEでは、現在検討中の認識の中止原則の適用ガイダンスを適用するとSPEが抜け殻（empty shell）となるかどうか。
- (c) ノンリコース・ローンでは、ノンリコース条項が特別な会計処理を必要とするかどうか。なお、議論の前提として、ノンリコース条項を以下の2つに分類している。
- ・ 非パススルー契約：ローンの返済原資は、担保差入資産とは独立しており、差入資産はあくまで潜在的・副次的な決済の源泉となっているもの。
 - ・ パススルー契約：担保差入資産がローンの主な（primary）返済原資で、実質的にパススルー契約となっているもの。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 現在検討中の認識の中止アプローチでは、IAS第39号第19項にある3つの要件を維持する必要はない。なぜなら、3つの要件がテストしようとしているポイントは、認識の中止原則の中で取り扱われているからである。すなわち、の要件は、企業が原資産を支配していないことを示しており、の要件は、このこと自体が企業が原資産を支

配しているかどうかに関して決定的な結論をもたらさず、 の要件は、遅延に伴う便益が相手方に移転するのであれば、企業は、代理人として機能していることを示している。これらの点は、認識の中止原則の中で取り扱われているので、IAS第39号第19項の要件は不要である。ただし、認識の中止アプローチが、パススルー契約にどのように適用されるかを示す例示を適用ガイダンスに含めることとする。

- (b) 認識の中止アプローチの適用が必ずしもいつもSPEを抜け殻にするとは限らない。SPEが抜け殻となるかどうかは、SPEが発行する受益持分次第である。認識の中止アプローチのもとでは、満期までの間に資産又は負債になり得るもの(例:金利スワップ)あるいは、そうした商品を含むポートフォリオについては、カウンターパーティが明示的に更改(novation)に同意しない限り、金融資産の認識の中止原則を適用できないとされ、金融資産及び金融負債を含むポートフォリオについても、当該負債のカウンターパーティが明示的に更改に同意しない限り、金融資産の認識の中止原則を適用できない。したがって、認識の中止アプローチのもとでは、当該取引が資産及び負債両方の認識中止の原則を満たさない限り、企業のネットの資産(ネットのキャッシュ・フロー)に対して認識の中止の原則を適用することは認められていない。このため、SPEの受益持分が、SPEのネット資産の一部又は全部への権利を与える契約の場合、通常は、SPEの負債に関する更改に債権者が同意していないため、SPEの資産の認識は中止されない(抜け殻とはならない)。
- (c) ノンリコース条項が非パススルー型の契約の場合、債務者は、資産に含まれる便益を入手でき、かつ、他者のアクセスを制限できるため、差入担保資産は引き続き債務者の資産としての条件を満たし、一方で、負債の本質である現在の義務を有しているため、負債を認識すべきである。このタイプのノンリコース・ローンは、リコースのある負債と同様に会計処理し、関連する差入資産は、担保に差し入れられていない資産と同様に会計処理すべきである。

一方、ノンリコース条項がパススルー型の契約の場合、債務者は担保差入資産の認識を中止すべきである。債務者は、担保差入資産からの経済的便益を、ローンに対する元本及び金利の支払いのために渡すことを約しているため、そうした契約は、債務者の資産に対する支配を失わせており、また、当該ノンリコースの債務は債務者の負債ではない。このタイプのノンリコース・ローンは、実質的にパススルー契約と変わらない。したがって、パススルー契約のもとで資産及び関連負債を認識しない理論的な基礎は、そうした契約にも同様に当てはまる。

3 . IAS第37号

今回は、IAS第37号の改訂のための公開草案(IAS第37号の負債の測定)のコメント期間を現在の2010年4月12日から2010年5月19日まで延長することが暫

定的に合意された。これは、IAS第37号の認識に関する改訂も含んだワーキングドラフトが2010年2月19日に公表されたため、これをも検討して、公開草案に対するコメントをまとめるための時間的余裕をワーキングドラフト公表後3か月としたためである。この結果、IAS第37号の改訂を2010年6月までに現在のボードメンバーで行うことは不可能となった。このため、最終基準の公表は2010年第4四半期になるものと予想される。

4. 金融商品（分類及び測定 金融負債）

2010年2月のIASBとFASBの合同会議の暫定合意を合わせると、金融負債の測定においては、公正価値オプションにおける自分自身の信用リスクの変動をその他包括利益で認識する点を除いて、実質的にIAS第39号の測定が維持されている。

今回は、公正価値オプション、金融負債に対する原価測定の例外、その他及び経過措置（及びに含めて説明する）について議論が行われた。ここでは、を除く議論の概要を紹介する。

(1) 公正価値オプション

公正価値オプションに関する2010年2月の暫定合意は、次のとおりである。

- (a) 金融負債に対して公正価値オプションを適用するという取扱いを維持する。そして、現行IAS第39号の3つの適格要件（会計上のミスマッチの解消を目的とする、公正価値による業績管理で行われている及び金融負債が組込みデリバティブを含んでおり、全体を公正価値で測定する）を引き続き求めることとする。
- (b) 公正価値オプションを採用した場合には、公正価値変動のすべてを一旦当期純利益で認識し、かつ、自分自身の信用リスクの変動に帰属する部分はその他包括利益で認識する（その他包括利益で認識する金額と同額を当期純利益段階で差し引く表示（2段階表示）を行う）。
- (c) その他包括利益で認識された金額は、当期純利益にリサイクルはしない。

しかし、自分自身の信用リスクの変動の取扱いに対して異なる見解を持つボードメンバーがいたため、次の3つの代替的な取扱いについて議論が行われた。

見解A：自分自身の信用リスクの変動を、その他包括利益ではなく、資本で認識する。

見解B：自分自身の信用リスクの変動を直接その他包括利益で認識する。上記(b)で記述されている表示方法は、2段階表示（公正価値変動のすべてを一旦当期純利益で認識し、自分自身の信用リスクの変動に帰属する金額は、当期純利益から差し引くように表示し、同額をその他包括利益で認識する）を行うものであるが、見解Bでは、自分自身の信用リスクの変動に帰属する金額は、当初からその他包括利益で表示し、残りを当期純利益で表示することになる（1段階表示）。

見解C：公正価値オプションが認められる要件のうち、金融負債が組込みデリバティブを含んでおり、全体を公正価値で測定することによって組込みデリバティブを分離しなくてよい場合にのみ、自分自身の信用リスクの変動をその他包括利益で認識し、それ以外の要件の場合（会計上のミスマッチの解消及び公正価値による業績管理で行われている場合）には、公正価値の変動全体を当期純利益で認識する。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 2010年2月の暫定合意が再確認された。
- (b) 見解AからCの3つの代替的考え方について、公開草案でコメントを求める。
- (c) この改訂は、完全遡及適用とする。

(2)金融負債に対する原価測定の例外

金融負債に対する原価測定の特例規定を削除するかどうかに関して議論が行われた。現行IAS第39号では、もし、デリバティブが、公正価値を信頼性を持って測定できない非上場持分金融商品にリンクしたものであり、その引渡しによって決済しなければならない場合には、当該デリバティブ金融負債を原価で測定することを求めている。一方、IFRS第9号（金融商品）では、デリバティブ金融資産の場合には公正価値によって測定することが要求されている。

議論の結果、もし、原価測定の特例を金融負債についてのみ継続すると、デリバティブの測定が金融資産となるか金融負債となるかで異なってしまう点及びIASBが従来から原価測定の特例を排除しようとしてきていることから、今回、金融負債に対する原価測定の特例を削除することが暫定的に合意された。また、これに伴う経過措置は、IFRS第9号の金融資産の原価測定の特例の削除と同様にすることが暫定的に合意された。

IASBとFASBの合同会議

1．収益認識

今回は、開示、適用範囲及び契約コストについて議論が行われた。ここでは、を除く議論の概要を紹介する。

(1)適用範囲

今回は、履行義務あるいは契約の他の要素が、他の基準（例えば、リース、保険、金融商品及び保証）の範囲となる場合において、履行義務あるいは契約の他の要素を分離するため、企業は、どのようにすべきかに関して議論が行われた。

議論の結果、次のヒエラルキーを適用すべきことが暫定的に合意された。

- (a) レベルA 契約の構成要素について、他の基準が分割及び測定の両方を取り扱ってい

る場合、契約の分割及び構成要素の測定に当該基準を適用する。

- (b) レベル B 他の基準が分割だけを取り扱い、測定を取り扱っていない場合、契約の構成要素を識別するために当該基準を適用し、当該構成要素の測定には収益認識モデルを使用する(すなわち、独立販売価格の比率に応じて構成要素に取引価格を配分する)。
- (c) レベル C 他の基準が分割も測定も取り扱っていない場合、収益認識モデルを適用する。

(2) 契約コスト

2009年11月の合同議で、IASBとFASBは、顧客との契約に関するコストのガイダンスを開発するかどうかを検討し、IASBはコストのガイダンスを開発せず、企業が適用可能な他の基準に従ってコストを会計処理することを求めることを決定した。FASBは米国会計基準におけるコストのガイダンスをさらに分析するようスタッフに指示している。

さらに、FASBは、2010年2月の会議で、次の点に合意している。

- (a) 顧客との契約獲得コストはすべて費用化すると定めること。
- (b) 顧客との契約を履行するために生じたコストを、どのような場合に資産化するべきかに関するガイダンスを開発すること。

今回は、上記を受けて開発された米国会計基準のガイダンスに対するFASBの見解が求められると同時に、FASBの決定がIFRSに与える影響についてIASBの見解が求められた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 企業は、次のコストを費用として認識する。
- ・ 契約獲得コスト(例えば、販売、広告及びマーケティングのコスト)
 - ・ 充足された契約上の履行義務に関連するコスト(例えば、既に提供された商品及びサービスに関連するコスト)
 - ・ 浪費された労務費、材料費又はその他のコストで異常な金額
- (b) 契約を履行するために発生したコストは、初めに他の基準に基づいて資産(例えば、棚卸資産、有形固定資産又はソフトウェア)として認識することになるかどうかを判断し、他の基準で資産とならない場合には、コストが次の場合には、資産として認識する。
- ・ コストが、契約における履行義務を充足するために企業が使用する資源を生成又は拡張するものである。
 - ・ コストが、契約(又は予想される契約)に直接関連するものである。
 - ・ コストが、契約において回収される可能性が高い。
- (c) 企業は、資産を、当該資産が関連する財やサービスが顧客へ移転するのに応じて償却しなければならない。
- (d) 企業は、資産の簿価を契約で回収できる金額(すなわち、残存する履行義務に配分され

た対価の金額から当該履行義務を充足するための直接コストを控除した金額)と比較することによって、資産の減損テストとを行わなければならない。

(e) サービス提供者の棚卸資産に関する I A S 第 2 号のガイダンスを取り下げる(これによって、I A S 第 3 8 号(無形資産)が適用されることになる)。

2. 連結

今回は、支配モデル(モデル内の整合性及び議決権)、代理人関係(関連当事者及び仕組み企業を含む)及び開示について議論が行われた。

(1) 支配モデル

今回、支配モデルに関する 4 つの考え方が示され、それらの中からどれがよいかについて議論が行われた。

- (a) 「~できる能力」の見解(‘ability to’ view)(I A S B メンバーの 9 名により表明された見解)
- (b) 証拠を伴う「~できる能力」の見解(‘ability to’ view with evidence)(I A S B 及び F A S B の何名かのメンバーが表明している見解)
- (c) 「パワーの行使」の見解(‘demonstration of power’ view)(I A S B 及び F A S B の何名かのメンバーが表明している見解)
- (d) 「契約上の権利」の見解(‘contractual rights’ view)(F A S B メンバーの 2 名により表明された見解)

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 「~できる能力」の見解を採用する。すなわち、報告企業は、リターンに重要な影響を与える活動を左右する現在の能力を有している場合に、他の企業の活動を左右するパワーを有していると見ることとなる。
- (b) 企業は、異なる方法で他の企業の活動を左右するパワーを有することができる。
 - ・ 次のような手段を通じて活動を左右する契約上の能力を持つことによってパワーを持つ。
 - (i) 議決権で支配されている企業において、過半数の議決権を持つ。
 - (ii) 企業の実質的な活動に関連する他の契約に内在する契約上の権利を持つ。
 - (iii) 他の契約に内在する契約上の権利及び企業に対する議決権を組み合わせたものを持つ。
 - ・ 議決権の過半数未満の保有であっても関連する事実と状況を勘案することによってパワーを持つ。

- (c) 報告企業が、企業の活動に対する現在の能力を有しているかどうかに関する評価は、報告企業の権利（及びそれらが報告企業にパワーを与えるのに十分かどうか）及び他の当事者によって保有されている権利が報告企業が左右する能力を持つことを阻止するかどうかという2つの側面の評価を含む。
- (d) 報告企業が他の企業の活動を左右する契約上の能力を有していない状況（例えば、過半数未満の議決権を有する場合）では、報告企業は、左右する能力を持っている証拠を提供するために、パワーを示す他の指標に依存する必要があるかも知れない。そのような指標には、潜在的な議決権を持つことで追加的な議決権を取得できるかどうか又は当該企業の営業が報告企業に依存しているかどうかといったものがある。ある状況下では、過去の株主総会での投票パターンと共に、他の議決権保有者の保有量及び分散度に比べた報告企業の議決権の保有量を考慮することが、他の企業の活動を左右する能力の十分な証拠を提供することがある。

FASBは、このプロジェクトで作られるガイダンスがトピック810の変動持分事業体（variable interest entities）に関するサブセクションの下で達成するものと首尾一貫した連結の結果をもたらすという期待の下に、変動持分事業体に関するトピック810のガイダンス（適用ガイダンスを除く）をこのプロジェクトで開発する支配原則で置き換えることに暫定的に合意した。

(2) 代理人関係（関連当事者の関与及び仕組み企業）

2010年1月の議論では、次の3つの見解が議論され、スタッフに対しては、見解1に基づいて、さらにガイダンスを開発することが指示されていた。

意思決定権限が委譲されている当事者の行動が代理人としてのものか本人としてのものかを評価する際に用いるアプローチには以下の3つがある。

見解1：全ての事実及び状況を考慮するアプローチ。考慮すべきものには、当事者の意思決定権限、報酬の形式やその他の関与から受け取るリターン、解任権や類似の参加権が含まれる。

見解2及び見解3：解任権や類似の参加権と同様に、（報酬の形式やその他の関与からの）当事者のリターンに焦点を当てるアプローチ。

今回は、意思決定者が代理人又は本人のどちらとして行動しているかを決定するために評価しなければならない関係に関するガイダンスがスタッフから提案され議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 意思決定者が代理人又は本人のどちらかを評価する際には、評価は、意思決定者、管理されている企業及び他の持分保有者の全体的な関係に基づいて行われなければならない。そして、次の要素のすべてを考慮しなければならない。
- ・ 意思決定権限の範囲
 - ・ 他の当事者によって保有されている権利

- ・ 意思決定者に対する報酬
 - ・ 意思決定者が企業に対して有する他の持分の故に意思決定者がさらされているリターンの変動性に対するエクスポージャー
- (b) 支配を評価する際には、報告企業が関連当事者との間に持つ関係の性質が、当該関連当事者が報告企業のために行動しているというものであるときには、当該関連当事者の関与及び持分が、報告企業のものであると考えなければならない。また、報告企業の活動を左右できる者が、他の企業が報告企業のために行動することを左右する能力を持っている場合にも、同様のことがあてはまると考えること。さらに、最終基準には、潜在的な関連当事者のリストを含めること、及び、報告企業と関連当事者がグループとして、支配要件を満たす状況に関する米国会計基準のガイダンスと同様なガイダンスを含めること。
- (c) 仕組み企業(structured entity)に関する記述を最終基準の中に含める。その記述は、変動持分事業体に関する米国会計基準のいくつかを要素を組み込んだものとなる。

(3)開示

今回、 開示原則及び目的、 子会社の開示及び 支援を行う黙示的義務の開示について議論が行われた。

開示原則及び目的

最終基準では、次のような一般開示原則を盛り込むことが暫定的に合意された。

- (a) 連結グループ構成（構成の変更を含む）
- (b) グループ内の法的構成が報告企業の被連結子会社の資産及び資源へのアクセス能力及び利用に与える影響及びそれらの変更。
- (c) 報告企業の仕組み企業への関与に関連するリスクの性質及びその変更。
- (d) 分けて開示した方がより意思決定情報を提供する場合を除いて、報告企業は合計ベース（aggregated basis）で開示を提供する。

子会社の開示

一般開示原則に準拠するために、報告企業は次の事項を開示しなければならないことが暫定的に合意された。

- (a) 報告企業が他の企業を支配しているかどうかを決定するための重要な判断及び前提。
 - (b) 重要な判断を要する支配の評価のその後の変動及び当該変動の理由。
 - (c) 親会社又は子会社によって保有される資産又は負債がもたらす制約の性質。
- このほか、次の点については、さらに検討することがスタッフに指示された。
- (a) 子会社に関する要約情報。
 - (b) 非支配持分がグループに対して保有する持分。

(c) 子会社に関与することによって生じる報告企業のリスク・エクスポージャー。

支援を行う黙示的義務の開示

いわゆる風評リスクの開示については、次の点を開示することが暫定的に合意された。

- (a) 契約上又は推定的債務 (constructive obligation) がないにもかかわらず他の企業に対して報告企業が行う支援の提供。
- (b) 将来支援又はその他の援助を提供するという報告企業の現在の意図。

3. リース

今回は、借手の開示、貸手の経過措置、当初認識時の測定、貸手の残価保証の会計処理、借手による表示、貸手による開示及び貸手の会計モデルについて議論が行われた。

(1)借手の開示

借手の開示について議論が行われ、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 借手は、リース活動の分解情報 (性質又は機能別) を含む、リース活動の性質を説明する情報を開示しなければならない。
- (b) 借手が、短期リースに関して、提案されている新たなモデルではなく、簡便法を適用する場合、その事実を開示しなければならない。借手は、また、簡便法を用いて会計処理され、財務諸表に認識された金額を開示しなければならない。
- (c) 企業がセール・アンド・リースバック取引を締結する場合、その事実、当該取引に関連する重要な条項及び条件、及び、他の資産の売却に関する利得又は損失とは別に、当該取引から生じる利得又は損失の開示を行わなければならない。
- (d) 使用権資産及びリース料支払義務について、期首残高と期末残高の間の調整表を提供しなければならない。
- (e) 借手は、使用権資産及びリース料支払義務の算定時において用いた次のような仮定及び見積りについての記述的な開示を行わなければならない。
 - ・ 用いられた償却方法
 - ・ オプション
 - ・ 偶発リース料 (「変動リース料」とも訳されることがある) (contingent rentals)
 - ・ 残存価値保証
 - ・ リースで用いられた割引率
- (f) 借手は、次の項目を開示しなければならない。
 - ・ 支払リース料債務総額の満期分析を開示しなければならない。また、債務総額と財務諸表に表示された支払リース料債務総額の差異を示さなければならない。

- ・ 最初の5年間については、年次ベースの満期分析を示し、それ以降の期間については、一括した数字を示す満期分析を開示しなければならない。

(g) 借手は、利用者が、リース契約から生じる将来キャッシュ・フローの金額、タイミング及び不確実性の性質及び程度、及び、借手がそのような不確実性を管理する方法を評価することに役立つ量的及び質的情報を開示しなければならない。

なお、借手が、リース料支払義務の公正価値を開示する必要があるかどうかも検討されたが、この開示は求めないことが暫定的に合意された。

(2)貸手の経過措置

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 貸手は、提案されている新会計基準の効力発生日において存在しているすべてのリースについて、リース債権及び履行義務を認識及び測定しなければならない（簡素化された遡及適用アプローチ）。このアプローチの下では、貸手の受取債権は、残存リース支払負債を当初金利で割り引いた現在価値で測定される。貸手の履行義務は、貸手のリース債権と同様なベースで測定する。
- (b) 当該リース契約が実行された時点で貸手が借手に課している利率（当初金利）をリース負債の割引に用いなければならない。
- (c) 認識の中止がされていたリース資産を再認識する場合には、減損及び再評価を調整した減価償却後の原価で測定する。
- (d) IFRSの財務諸表作成者は、IAS第8号（会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬）のガイダンスに基づいて経過措置の開示を行わなければならない。

(3)当初認識時の測定

議論の結果、リース契約から生じる資産及び負債の当初測定は、リースの契約時（at the inception of the lease）（リース契約の開始時点ではない）に行わなければならないことが暫定的に合意された。

(4)貸手の残価保証の会計処理

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

偶発リース料の会計処理と統合的に、借手が残価保証に基づき支払う金額に基づいて貸手は会計処理しなければならない。

- (a) 貸手が認識するリース債権には、信頼できる測定ができる場合、残価保証に基づき支払われる金額が含まれる。
- (b) 債権は期待値技法（expected outcome technique）で測定する。しかし、測定時にすべての起こりうるシナリオを考慮する必要はない。
- (c) 債権の簿価は、新たな事実や状況が、債権に重要な変化があることを示す場合、各報告

日において再評価する。

- (d) 残価保証に基づき支払われる金額の変動から生じる債権の変動は、貸手の債権及び履行義務の調整として扱う。
- (e) 無関係な第三者からの残価保証は、他の保証の会計処理に従って処理しなければならない。

(5)借手による表示

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 財政状態計算書の中で、リース料支払義務を、他の金融負債と別個に表示する。
- (b) 財政状態計算書の中で、有形固定資産の使用権資産は、保有されているがリースされていない他の資産と別個に表示する。
- (c) リース契約から生じる減価償却費及び金利費用の双方を、他の償却費用及び他の金利費用から分離して、包括利益計算書の表面又は財務諸表の注記のいずれかにおいて表示する。
- (d) リース契約から生じる借入額の現金支払額及び支払利息の双方は、キャッシュ・フロー計算書においては、財務活動として分類する。

このほか、当期中に支払った現金賃料合計を、財務諸表においてどのように表示又は開示すべきかについて検討するようスタッフに指示が行われた。

(6)貸手による表示

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 財政状態計算書において、貸手は、リース資産、リース債権及び履行義務を合計した純額（リース債権純額又はリース負債純額）として別個に表示しなければならない。
- (b) 包括利益計算書において、IASBは、金利収益、リース収益及び減価償却費を別個に表示することを暫定的に決定した。FASBは、金利収益、リース収益及び減価償却費を合計した純額（リース収益純額又はリース費用純額）で表示することを暫定的に決定した。
- (c) キャッシュ・フロー計算書において、リース債権の返済額は、営業活動に区分し、リース債権から生じる金利収益も、営業活動に区分する。

(7)貸手の会計モデル

貸手のリース会計に関して検討してきたモデルには、履行義務モデル（リース資産は認識したうえで、これに加えて、リース債権とリース資産を継続して借手に使用させるという履行義務を両建てで認識するモデル）と認識の中止モデル（リース資産の認識の中止を行い、これに代えて、リース債権を認識するモデル）の2つがある。これまで、IASB及びFASBともに、履行義務モデルを採用することを暫定合意しており、これに基づいて、

議論が行われてきた。しかし、今回、貸手の財政状態計算書における表示の議論の中で、IASBは、リースの貸手の会計モデルとして、現在検討中の履行義務モデルよりも認識の中止モデルの方を選好することに暫定的に合意した。これを受けて、今後、認識の中止モデルを採用した場合の貸手の会計処理について検討することがスタッフに指示された。

以 上

(国際会計基準審議会理事 山田辰己)

* 本会議報告は、会議に出席された国際会計基準審議会理事である山田辰己氏より、議論の概要を入手し、掲載したものである。